

## 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）を改正することを勧告する。

### 1 改定の内容

管理職手当について、俸給の特別調整額に関する人事院の勧告内容等を考慮して改定すること。

### 2 改定の実施時期等

この改定は、国における経過措置を考慮した所要の措置を講じた上、平成19年4月1日から実施すること。